

答 申 情 第 1 7 4 号
令 和 6 年 3 月 1 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年1月18日付け保医医第5282号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

医療衛生企画課が発出した葉書に記載されている内容の根拠が分かる文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第272号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年9月27日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市保健福祉局医療衛生企画課が郵送した葉書に於いて「ワクチンには「感染」や「重症化」を防ぐ効果があります。」と書かれているのでこれを裏付けられる医学的根拠を記す公文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年10月6日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

該当の葉書の記載内容は厚生労働省によって公開されているホームページの情報に基づいて作成しており、本市では請求に係る公文書を作成又は取得していないため。

- (3) 審査請求人は、令和4年12月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人は、処分庁が令和4年8月24日以降順次発送した、本市に住民票がある方のうち、VRS（ワクチン接種記録システム）に3回目までの接種記録が登録されていない方宛ての接種のお知らせ葉書（以下「お知らせ葉書」という。）に、「新型コロナワクチンに「感染」や「重症化」を防ぐ効果があります。」と記載していることについて、これを裏付ける医学的根拠を記す公文書を請求している。

- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 厚労省が作成している「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（13．2版）」には、「国は、製造販売業者等と連携し、品質、有効性及び安全性のデータの収集・

分析を行うとともに、医薬品医療機器等法の薬事承認等を通じて予防接種の有効性及び安全性を十分に確保する。」と記載されており、ワクチンに係る医学的・科学的有効性等の検証は国の役割とされている。

そのため、処分庁では独自に新型コロナワクチンの有効性等に関する医学的研究や調査を実施しておらず、本件請求に係る文書を作成していない。

また、処分庁は、お知らせ葉書の記載については、厚生労働省によって公開されているホームページ上の情報を閲覧のうえ作成したが、当該ホームページをPDF等の電磁的記録として取得又は保存はしていない。

そのため、請求に係る公文書を作成又は取得していないとして、不存在による非公開決定を行った。

イ 審査請求人は、厚生労働省によって公開されているホームページの情報に基づいてお知らせ葉書を作成したのであれば、処分庁は当該ホームページの情報を取得しているのであり、公文書は紙である文書に限らず電磁的記録も含まれるため、厚生労働省のホームページの情報を電磁的記録として紙に印刷のうえ公開しなければならないと主張している。

条例第2条第2号において公文書とは、実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。

また、取得した文書とは、本市の情報公開事務の手引の5頁において、受領した時点以降のものであって、当該組織において業務上必要なものとして利用し、又は保存されている状態のものをいう、とされている。

処分庁は、上記アのとおり、当該ホームページを閲覧したのみであるから、当該ホームページを電磁的記録として取得又は保存しているとはいえないため、当該ホームページ上の情報を本件請求に係る公文書として特定すべきものではないと考える。

(3) 以上の理由から、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第2条第2号では、「公文書」は紙である「文書」に限らず「電磁的記録」も含まれている。

(2) 本件決定通知書は「該当の葉書の記載の内容は厚生労働省によって公開されているホームページの情報に基づいて作成しており」と書かれているので、処分庁が「厚生労働省によって公開されているホームページの情報」を「取得」していると判断することが出来る。

従って「厚生労働省によって公開されているホームページの情報」を「公文書」としての「電磁的記録」とすれば、当該情報を紙に印刷した上で其れを公開しなければならない義務が生じる筈である（条例7条）。或いは、紙に印刷せずとも「厚生労働省によって公開されているホームページの情報」が書かれているURLを本件決定通知書に明記する事も出来た筈である。しかし、処分庁は、本件処分通知に於いて、本件請求文書は「不存在」としているのみであり、此れは前

述を満たしておらず、其れ故に本件処分は公開義務（条例7条）に違反しており取り消さなければならない。処分庁は当該 URL を明示する事が出来ないのであれば本当に「厚生労働省によって公開されているホームページ上の情報を閲覧」したのかと疑う余地が生じる。

- (3) 仮に「厚生労働省によって公開されているホームページの情報」が京都市民を含む日本国民にとって有害無益な情報である場合、即ち日本政府が京都市民を含む日本国民 vaccine 接種を促しているにも関わらず、実は「感染」も「重症化」も防ぐ効果が無いと為れば、「厚生労働省によって公開されているホームページの情報」は、条例第7条第4号に該当するとして公開できないという決定処分が為される蓋然性もある。従って、処分庁は「厚生労働省によって公開されているホームページの情報」が「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報」（条例第7条第4号）に該当するの否かについても判断しなければならない。
- (4) 処分庁は「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（13．2版）」を挙げているが、処分庁が当該手引きを取得しており尚且つ「お知らせ葉書」に書かれている内容が当該手引きに準拠しているのであれば、該当する部分を本件請求文書として公開せよ。又京都市情報公開・個人情報保護審査会は処分庁から当該手引きを取得した上で「お知らせ葉書」に書かれている内容が当該手引きに準拠しているか否かについて見分せよ。
- (5) 処分庁は「当該ホームページを PDF 等の電磁的記録として取得又は保存はしていない。」と書いているが、審査請求人は当然不知である。又処分庁は「PDF 等の電磁的記録」に限っているが「当該ホームページ」の情報を紙に印刷し、尚且つ其の紙が処分庁内に於いて、業務共有されていれば其の紙は本件請求文書に当たるので前述した通り、その紙を本件請求文書として公開せよ。処分庁は「PDF 等の電磁的記録」と態々書いているが前述した通り、単に紙に印刷する場合もあるので「PDF 等の電磁的記録」に限っているのは失当である。
- (6) 以上の通り処分庁に依る文書特定は失当であり、公開できる公文書が存在し得るにも関わらず、其れを公開しない事は公開義務（条例第7条）に違反するので本件処分は取り消さなければならない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求について

本件請求は、処分庁が発送したお知らせ葉書にある「新型コロナワクチンに「感染」や「重症化」を防ぐ効果があります。」の記載について、この記載内容を裏付ける医学的根拠を記す公文書を求めたものである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、当該記載について、厚生労働省のホームページ上の情報を閲覧し作成したものの、当該ホームページを紙又は電磁的記録として出力するなどは行っていないため請求に係る公文

書を作成又は取得していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、電磁的記録も公文書に該当するから、厚生労働省のホームページの情報を「取得」していると判断することができ、それを公開すべきであると主張する。また「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（13．2版）」を取得し、お知らせ葉書に書かれている内容が当該手引きに準拠しているのであれば、該当する部分を本件請求の該当文書として公開すべきであるとも主張する。

ウ 公文書とは、条例第2条第2号において、実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。

エ これを踏まえれば、単にインターネット上の情報を閲覧したにとどまる限りにおいては、当該情報を実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているとは認められない。

また、当審査会において「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（13．2版）」を見分したが、請求内容に該当すると認められる記載は見当たらなかった。その他、処分庁及び審査請求人の主張を踏まえても、他に本件請求に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

オ したがって、本件請求に係る公文書を作成又は取得していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はなく、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年	1月18日	諮問
	2月2日	諮問庁からの弁明書の提出
	3月3日	審査請求人から反論書の提出
令和6年	2月7日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第9回会議）
	3月15日	審議（令和5年度第10回会議）

※ 審査請求人から京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づく意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）